平成２２年（フ）第１２９号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1081番地10
破産者　花本　裕治
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６８号
福岡県筑紫郡那珂川町道善２丁目37番地メゾンドボヌールＳ501号
破産者　香谷　征是
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２５号
長野県下伊那郡泰阜村6172番地１やまびこ館内
破産者　朝比奈元子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５２号
長野県下伊那郡松川町元大島3329番地７
破産者　菅沼　文弘
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２７５号
静岡市清水区万世町２丁目７番13号、旧住所静岡市清水区伊佐布200番地の１
破産者　中島　光美
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４３号
愛知県常滑市北条１丁目313番地
破産者　笠原　　守
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６４号
愛知県日進市折戸町寺脇53番地７
破産者　森山　照久
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８１号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘10棟107号
破産者　藤原　愛子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８７９号
奈良県宇陀市榛原区赤埴1355番地
破産者　後藤　正芳
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１１号
大阪府池田市西本町６番３号
破産者　土肥トシ子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３号
兵庫県丹波市氷上町成松500番地７　県営住宅成松団地１―306号
破産者　青山さゆり
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第９０８号
広島市安佐南区長束西１丁目12番19号、開始決定時の住所広島市安佐南区長束西３丁目４番13号　Ⅲハイツ上竹204号
破産者　松岡　泰一
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０９号
広島市安佐南区長束西１丁目12番19号、開始決定時の住所広島市安佐南区長束西２丁目32番13号　祇園ヶ丘団地
破産者　松岡　芳子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７２号
広島市安佐北区可部７丁目９番15号
破産者　平野樹脂こと　平野　和範
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４号
長崎県長崎市曙町33番24号　プランタン曙203
破産者　三浦　恵美
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
長崎県長崎市大園町３番６―803号
破産者　井川　昭則
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
北海道登別市登別東町５丁目22番地29
破産者　峰崎　孝子
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３６８０号
横浜市瀬谷区相沢５丁目41番地７、開始決定時の住所横浜市旭区川井本町109―５　有限会社小向建設社員寮
破産者　横山　　勉
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３８号
愛知県刈谷市高松町５丁目38番地
破産者　岩下　忠功
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係